

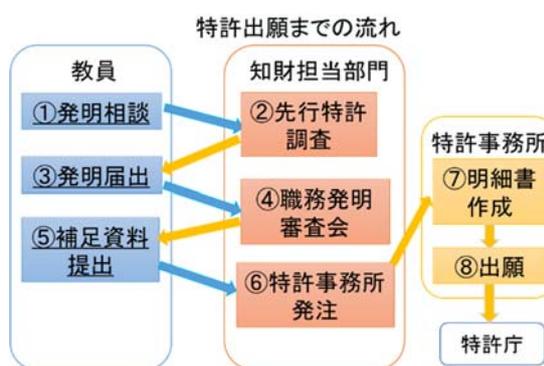
北東北ものプロ報告(第3回)

1. 市山ADトピックス

○特許出願手続きと教員の役割について

大学における特許出願までの手続きは一般に右図のようになっています。

下線を付した項目が教員に行って頂く項目です。知財担当部門による出願可否判断や特許事務所による明細書作成に必要な情報の提供が主な役割になります。先行特許調査は知財担当部門が行い、明細書の作成は特許事務所が行います。



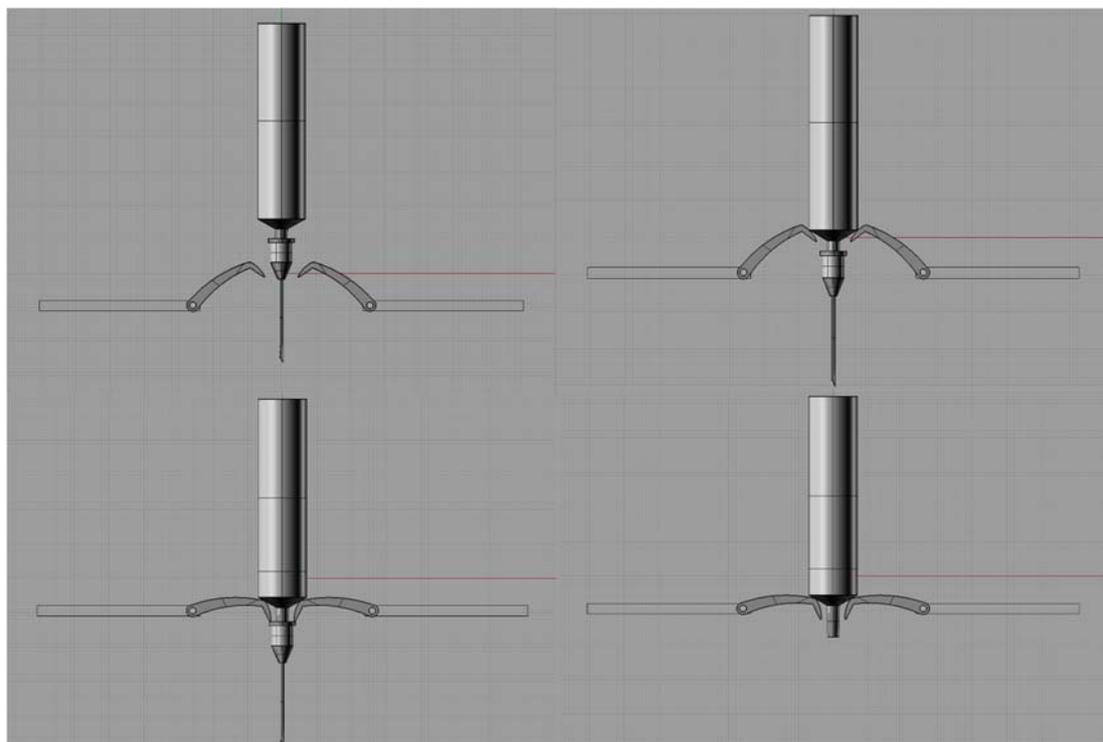
- ① 発明相談：発明ができれば教員はまず知財担当部門に連絡し、知財担当者によるヒアリングを受けます。
- ② 先行特許調査：知財担当者が支援して先行特許を調査し、発明が特許になる可能性を確認します。(特許調査のスキルを持つ教員が自分で先行特許調査を行う場合もあります。)
- ③ 発明届出：知財担当部門の依頼により所定の発明届出書を提出します。発明届出書には発明の目的、技術的説明、既存技術、発明の特徴、利用イメージ等を記載します。
- ④ 職務発明審査会：発明評価会議、知財委員会等、大学によって名称は様々ですが、そこで出願の可否が決定されます。
- ⑤ 補足資料提出：出願が決定したら、知財担当部門の指示により譲渡手続きを行い、発明の実現方法や実験結果などを記載した補足説明資料を提出します。出願手続きと平行して論文を執筆している場合は論文原稿をもって補足説明資料とすることもよくあります。
- ⑥ 特許事務所発注：特許事務所に発明の説明資料を渡して明細書作成を発注します。
- ⑦ 明細書作成：明細書等の出願書類を作成します。
- ⑧ 出願：教員及び知財担当部門が明細書を確認し問題なければ特許庁に出願されます。

2. 札幌市立大学の取り組み状況の紹介

本学はデザイン学部と看護学部の二学部で構成されており、D×N（デザインと看護）の連携を掲げ、研究、教育、地域貢献活動を推進しています。D×Nによる研究の成果である「注射針の取外し容器（特開 2016-146947）」について紹介させていただきます。

○発明の概要

注射器本体から注射針を清潔にワンタッチで取り外すことができる容器。注射針を取り外す際、注射器本体の先端部分が容器に触れないため、注射器を清潔に保つことができる。



【注射針取り外しの仕組み】

○発明経緯

注射器に薬液を充てんさせた後、注射針を取り換える際は手で注射針をひねり取り外すという作業を行うが、この際に針刺し事故が発生する恐れがある。この事故を防ぐため、取り外し作業を人の手ではなく、専用の容器で行い、人が直接注射針に触れずに作業を可能にすることを目指した。容器の検討については、

- ①片手で取り外せること
- ②注射器を清潔な状態で保つこと
- ③安価であること

これらの課題を中心に行い、D×Nの連携によりデザイン考案を行った。

○技術移転に向けた取り組み

平成 27 年 8 月に開催された「イノベーションジャパン 2015 (於：東京ビッグサイト)」に出展し、本学ブースを訪れた 84 名に対しそれぞれプレゼンを行った。来場者の内、製品化を希望する企業担当者からは、権利化の状況、契約する場合の条件、プロトタイプ※の評価状況に関する質問が多かった。出展後は複数の企業と交渉を行い、その中で株式会社エーワンテクニカ（東京）と専用実施権契約を締結するに至った。



※プロトタイプ

本学は知財関連の予算が乏しい。そのため特許出願までを大学予算から支出し、審査請求以降の費用は技術移転先に負担いただくことを前提としており、本件もこの条件のうえで契約を締結した。平成 28 年 11 月に権利化が完了し、現在は年度内の試作品完成を目指している。

<次回は三重県立看護大学から発信予定です>

作成：札幌市立大学 事務局地域連携課 高橋